

託送料金認可取消請求事件

第3回口頭弁論

弁護士意見陳述

2021.7.5

原告訴訟代理人
弁護士 馬場 勝

いかなる費用が適正な原価であるかといった 細則の策定に経済産業大臣に裁量がないこと

- ▶ 原価とは営業費に事業報酬を加え、控除収益を差し引いたもの
- ▶ ①営業費（電気を安定的に供給するために必要な費用）、②事業報酬、③控除収益はいずれもその概念が明確であり、専門的・技術的知見が入り込む余地はない。
- ▶ したがって、経済産業大臣に裁量はない。

被告は営業費の概念を誤って理解していること①

- ▶ 従前、9電力はそれぞれ発電・送配電・小売の事業の全てを営む地域独占の事業体であったため、総括原価方式で電気事業にかかる全てのコストが電気料金に反映され、回収されてきた。
- ▶ しかし、その後、電力自由化が進み、電気事業者は発電・送配電・小売の3つの事業者に分けられた。
- ▶ 小売電気事業と発電事業の自由化の目的は競争を通じて電気事業の効率化を図り、電気料金を下げること。
- ▶ 他方、一般送配電事業は公共インフラであるため、その原価には小売や発電にかかるコストを含ませることはできず、一般送配電事業を営むために必要な費用に限定される。
 - ∴一部の発電事業者の費用や小売事業者のコストを負担することになれば適正な競争が担保されないため

被告は営業費の概念を誤って理解していること②

- ▶ そうすると、電力自由化後は一般送配電事業を営むために必要な費用以外のものを託送料金の「原価」に含ませることはできない。
- ▶ 本訴訟における被告の託送料金原価に関する主張は、電力自由化により発電事業・送配電事業・小売事業が分離されたことによって一般送配電事業の託送料金原価の意味が変化したことについての認識を欠くもの。
- ▶ もちろん、法律により例外を定めることはできるが、この場合、国会で定められた法律によることが必要。今回、そのような法律はない。

被告は営業費の概念を誤って理解していること③

- ▶ したがって、本件施行規則の中で定められた一般送配電事業者が接続供給の相手方から賠償負担金や廃炉円滑化負担金を回収しなければならないという定めは、いずれも新たに義務を課すものでありながら法律の委任に基づくものではないので、憲法41条違反。
- ▶ 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を「営業費として」「算定しなければならない」とする本件算定規則4条2項も委任の範囲を超えるものであり、電気事業法及び憲法41条に違反。

本件各省令は国会の立法に基づかず、電気事業審議会基本政策部会の意見に基づき改正されたこと①

▶ 被告の主張

「需要家が広く負担すべき公益的課題に要する費用であれば託送料金原価に計上し、その費用を需要家から回収できる。」

根拠：㊦電気事業審議会基本政策部会でその旨が確認された。

①電気事業法もその旨を想定していた。

㊵国会においてもその旨の答弁がなされていた。

しかし、、、

本件各省令は国会の立法に基づかず、電気事業審議会基本政策部会の意見に基づき改正されたこと②

- ▶ 経済産業大臣の諮問機関に過ぎない電気事業審議会基本政策部会で確認されたからといって、それが直ちに国民の権利を制限し、義務を課す根拠となるものではない。
- ▶ 国家が国民の権利を制限し、義務を課するためには法律の根拠によらなければならない。それが民主主義。

本件各省令は国会の立法に基づかず、電気事業審議会基本政策部会の意見に基づき改正されたこと③

- ▶ 電気事業法には「適正な原価をすべての消費者が広く公平に負担すべき費用をも含む概念として想定していた」ような規定はどこにも見当たらない。
- ▶ 昭和39年という福島第一原子力発電所事故の相当以前に制定された電気事業法が、当初より原子力発電所の事故を想定して、原子力事故の賠償の備えの不足分として必要な費用である賠償負担金や廃炉円滑化負担金を託送料金原価に計上し、需要家から回収することまで想定していたとは到底考えられない。

本件各省令は国会の立法に基づかず、電気事業審議会基本政策部会の意見に基づき改正されたこと④

- ▶ つまり、電気事業法は、適正な原価をすべての需要家が広く公平に負担すべき費用をも含む概念としては想定していなかった。
- ▶ 少なくとも賠償負担金や廃炉円滑化負担金を託送料金原価に計上して需要家から回収するようなことまでは想定していなかった。

本件各省令は国会の立法に基づかず、電気事業審議会基本政策部会の意見に基づき改正されたこと⑤

- ▶ 被告は国会での答弁も論拠の一つとしている。
- ▶ しかし、国会の答弁のみによって国民の権利を制限し、義務を課す根拠になるものではない。

本件各省令は国会の立法に基づかず、電気事業審議会基本政策部会の意見に基づき改正されたこと⑥

▶ 被告の主張

- ▶ 「平成26年改正による小売全面自由化後も、電源開発促進税や既発電費といった従前から託送料金を通じて回収していた電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に託送料金で回収できる仕組みとすることが必要であるとされ、小売全面自由化後においては一般送配電事業者が託送料金で回収することとされた。」

本件各省令は国会の立法に基づかず、電気事業審議会基本政策部会の意見に基づき改正されたこと⑦

- ▶ 電源開発促進税と今回の賠償負担金はその規定の仕方も異なっている。
- ▶ 電源開発促進税では法律の改正によって一般送配電事業者の販売電気に電源開発促進税が課されており（電源開発促進税法 1 条）、今回のように電気事業法 18 条 1 項を根拠に省令改正がなされたものではなかった。
- ▶ 少なくとも電気事業法は、電源開発促進税については託送料金の中に盛り込むことを想定していない。

本件各省令は国会の立法に基づかず、電気事業審議会基本政策部会の意見に基づき改正されたこと⑧

- ▶ 法律上の根拠なく、新たに接続供給の相手方に賠償負担金や廃炉円滑化負担金の支払義務を課した本件各省令は電気事業法及び憲法41条違反。

本件施行規則 4 5 条の 2 1 の 2 ～ 7 までの一連の規定は、手続的事項を定めた執行命令ではないこと①

▶ 被告の主張

▶ 「本件施行規則 4 5 条の 2 1 の 2 ～ 7 までの一連の規定は賠償負担金や廃炉円滑化負担金の算定及び回収にかかる一連の手続きを規定したものであり、国民の権利義務の内容を定める委任命令ではなく、国民の権利義務を直接的な内容としない手続的事項を定めた執行命令である。」

「本件施行規則によって一般送配電事業者がこれらの費用を回収する義務を負うものではない。」

本件施行規則 4 5 条の 2 1 の 2 ～ 7 までの一連の規定は、手続的事項を定めた執行命令ではないこと②

- ▶ 賠償負担金や廃炉円滑化負担金は電気事業法のどこにも規定されていないし、電源開発促進税のように別の法律で規定されているわけでもない。
- ▶ 本件施行規則 4 5 条の 2 1 の 3 及び同 4 5 条の 2 1 の 6 以外に賠償負担金や廃炉円滑化負担金が何かを規定する法令上の定めはないし、回収義務を定めるものもない。

本件施行規則 4 5 条の 2 1 の 2 ～ 7 までの一連の規定は、手続的事項を定めた執行命令ではないこと③

- ▶ つまり、これらの省令の定めなくして、賠償負担金や廃炉円滑化負担金はその定義すら存在せず、回収義務も発生しない。
- ▶ 文言上も「一般送配電事業者は接続供給の相手方から賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を回収しなければならない」とされており、当該規定は回収義務が定められたものであることは当然。

本件施行規則 4 5 条の 2 1 の 2 ～ 7 までの一連の規定は、手続的事項を定めた執行命令ではないこと④

- ▶ 被告は別の箇所で「いかなる費用が適正な原価であるかといった細則の策定を経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねた」とも主張している。
- ▶ しかし、この主張は本件施行規則 4 5 条の 2 1 の 2 ～ 7 までの一連の規定が委任命令としての意味を有することを前提としない限り意味を持たないもの。
執行命令に過ぎないとする主張とは明らかに矛盾する。

本件施行規則 4 5 条の 2 1 の 2 ～ 7 までの一連の規定は、手続的事項を定めた執行命令ではないこと⑤

- ▶ 託送制度：賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は需要家である国民が広く公平に負担していくことが前提。
- ▶ しかし、そのためには、一般送配電事業者が小売電気事業者から賠償負担金や廃炉円滑化負担金を回収しなければならず、さらに、小売電気事業者も需要家（国民）から回収する必要がある。

本件施行規則 4 5 条の 2 1 の 2 ～ 7 までの一連の規定は、手続的事項を定めた執行命令ではないこと⑥

「本件施行規則によって一般送配電事業者がこれらの費用を回収する義務を負うものではない」との被告の主張は、託送制度において、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を需要家から広く公平に負担させるという託送制度の趣旨とも大きく矛盾する。

本件施行規則 4 5 条の 2 1 の 2 ～ 7 までの一連の規定は、手続的事項を定めた執行命令ではないこと⑦

- ▶ したがって、本件施行規則 4 5 条の 2 1 の 2 ～ 7 までの一連の規定は手続的事項を定めた執行命令であるとの被告の主張は明らかに誤り。

最後に①（被告第3準備書面について）

▶ 平成25年7月12日判決では「処分の名宛人以外の者が処分の法的効果による権利の制限を受ける場合には、その者は、処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり、その取消訴訟における原告適格を有する。」と判示している。

最後に②（被告第3準備書面について）

- 従来の最高裁判例においても、個別の各事件における原告が処分の法的効果による権利の制限を受ける者であると認められる場合に、その原告適格を肯定する判断がなされている。
- つまり、処分の法的効果による権利の制限を受ける者は処分の名宛人でなくても当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たることが所与の前提とされている。

最後に③（被告第3準備書面について）

- ▶ 原告は、本件認可により託送供給等約款が変更されることにより、九州電力送配電に支払う託送料金について変動（値上げ）が生じることになるため、権利の制限を受ける者として、行政事件訴訟法9条2項を持ち出すまでもなく当然に原告適格を有する。

終 わ り